

継続的顧客管理サービスの提供等に向けた電力設備情報の利用に関する法令適合確認について
～グレーゾーン解消制度の申請における回答受領～

2024年4月3日
関西電力送配電株式会社

当社と株式会社カウリス（以下、カウリス）は、カウリスが保有する金融機関における口座開設時のなりすまし等の不正アクセス検知技術と、当社をはじめ一般送配電事業者が保有する電力設備情報の一部を組み合わせ、金融機関等に不正口座開設等防止サービスを提供してきました。

（2019年10月21日 お知らせ済み）

当社はカウリスとともに、既存サービスの精度向上に加え、新たに継続的顧客管理サービス^{※1}の提供を検討しており、これまで利用していた内容以外の電力設備情報を利用するため、「グレーゾーン解消制度^{※2}」を用いて法令適合の確認を進めてきました。

両社は本日、経済産業省および個人情報保護委員会、国家公安委員会から法令に適合しているとの回答を受領しました。今後、法令適合が確認された電力設備情報を活用し、金融機関等に対して精度の高いサービスを提供することで、不正口座開設やマネーロンダリングといった社会課題の解決に取り組んでまいります。

当社は、これまで培ってきた設備やデータといった様々なプラットフォームを深化・拡大・組み合わせ、新たな価値を提供することで、お客さまや社会の幅広い課題解決に貢献してまいります。

※1：金融機関等が継続的に行う顧客管理の高度化および効率化を行い、マネーロンダリングを防止するサービス。2021年8月に公表されたFATF*（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査において、国内の金融機関等は、既に開設されている口座の管理として、顧客のリスク評価情報を継続的に更新・管理する「継続的顧客管理」に優先的に取り組むことが求められている。

* マネーロンダリング・テロ資金供与対策の国際基準（FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みで、FATF勧告は、世界205の国・地域に適用されている。

※2：事業者が新たな事業活動を行おうとする際に、現行の規制の適用範囲が不明確な場合において、具体的な事業計画に即して、規制について規定する法令の解釈及び当該法令の適用の有無をあらかじめ確認することができる制度。

以上

別紙：[不正口座開設等防止および継続的顧客管理サービスの概要](#)